

重要事項説明書

(令和7年4月1日改定)

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人秋田虹の会(以下「事業者」という。)が開設する指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム「藤里」)(以下「施設」という。)は、介護保険法令に従い、施設の従業者等(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

2 事業者(法人)の概要

事業者番号	0572250199
事業者(法人)	社会福祉法人秋田虹の会
所在地	〒018-3204 秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂2番地1
代表者	理事長 桜田 星宏
設立年月日	昭和62年 5月30日
電話番号	0185-79-1234

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム「藤里」
所在地	〒018-3204 秋田県山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢92番地
施設長	村 上 訓
開設年月日	平成3年4月1日
電話番号	0185-79-1200
FAX番号	0185-79-2450

(2) 設備の概要

居室	16室 1人部屋(4室) 2人部屋(1室) 4人部屋(11室)
----	---------------------------------------

静養室	居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。
食堂・ホール（機能訓練室）	利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を兼ねます。
浴室	一般浴槽・特殊浴槽。
洗面設備	利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
面談室	相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）。
- ③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	22名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	6名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
事務職員他		1名以上

(4) 営業時間と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	0時00分 ～ 24時00分
定員	50名

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	<p>施設サービス計画を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none">施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介 護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none">入浴又は清拭は週2回以上行います。適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食 事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事とっていただくことを原則としています。</p> <p>【食事時間】 朝食 7時30分～ 8時30分 昼食 12時00分～ 13時00分 夕食 17時30分～ 18時30分</p>

相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで変わって行います。 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 利用者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 教養娯楽設備の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

③ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

④ インフルエンザ予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

- (1) 基本施設サービス費 *表は1単位10.00円の場合の例です。実際には地域ごとの単価に変更
 ください。

			単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額		
					1割	2割	3割
介護福祉施設サービス費(1日につき)	介護福祉施設サービス費(I)	要介護1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		要介護2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		要介護3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		要介護4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		要介護5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

(2) 加算・減算

*要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算名】		単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算	(I)	36単位/日	360円	36円	72円	108円	
看護体制加算	(I)イ	6単位/日	60円	6円	12円	18円	
	(II)イ	13単位/日	130円	13円	26円	39円	
夜勤職員配置加算	(III)イ	28単位/日	280円	28円	56円	84円	
外泊時費用		246単位/日	2,460円	246円	492円	738円	
初期加算		30単位/日	300円	30円	60円	90円	
看取り介護加算	(I)	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	720円	72円	144円	216円
		死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
		死亡日以前2日又は3日	680単位/日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		死亡日	1,280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
排せつ支援加算	(I)	10単位/月	100円	10円	20円	30円	
	(II)	15単位/月	150円	15円	30円	45円	
安全対策体制加算(入所初日)		20単位/日	200円	20円	40円	60円	
介護職員等処遇改善加算	旧(I)	令和6年5月まで			8.3%		
	新(III)	令和6年6月から			11.3%		
ベースアップ等支援加算		令和6年5月まで			1.6%		
身体的拘束廃止未実施減算					10%/日減算		
栄養ケア・マネジメント未実施減算					14単位/日減算		
安全管理体制未実施減算					5単位/日減算		
業務継続計画未実施減算					所定単位の3%		
高齢者虐待防止未実施減算					所定単位の1%		

ADL維持加算	(Ⅰ)	30単位/月	300円	30円	60円	90円
	(Ⅱ)	60単位/月	600円	60円	120円	180円
協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	50単位/月	500円	50円	100円	150円
認知症チームケア推進加算	(Ⅱ)	120単位/月	1,200円	120円	240円	360円
生産性向上推進体制加算	(Ⅱ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円

① 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

② 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

③ 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④ 外泊時費用加算

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に居宅での外泊を認めた場合。

(※1月につき6日を限度とする)

⑤ 初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して30日以内

⑥ 看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

⑦ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

⑧ 安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的実施している場合、入所者につき、入所初日に限って算定

⑨ 介護職員処遇改善加算・ベースアップ等支援加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

⑩ 栄養ケア・マネジメント未実施減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑪ ADL維持加算

入所者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヵ月ごとの状態に維持又は向上がみられた場合

⑫ 協力医療機関連携加算

介護施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件（以下ア～ウ）を満たす場合

(ア) 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること

(イ) 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

(ウ) 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

⑬ 認知症チームケア推進加算

施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が2分の1以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

対象入所者の行動・心理症状の評価を定期的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

⑭ 生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

基本料金 1日当たり 1,445円

(朝421円、昼522円、夕502円)

実際にとった食数にかかわらず1日当たりの額とします(全ての食事を取らない場合を除く。)

② 居住に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当たり 1,231円(個室)

1日当たり 915円(多床室)

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

利用者又は代理人の選択により外食、注文食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用以外での食費については、実費相当額を利用者又は代理人が負担します。

④ 理美容代

実費2,500円(1回)

⑤ その他

- ・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用等の実費をご負担いただきます。

※上記に記載のない費用を徴収する場合は予め同意書により確認いたします。

※おむつ代は基本報酬に含まれておりますので自己負担はありません。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和3年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。【令和6年7月31日まで】

(日額)

対象者	区分 利用者 負担	居 住 費		食 費
		多床室	従来型個室	
生活保護受給の方				
世帯全員が 市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた	段階1	0円	320円	300円
市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下 の方	段階2	370円	420円	390円
非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下	段階3①	370円	820円	650円
非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	段階3②	370円	820円	1,360円

世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税	段階4	855円	1,171円	1,445円
------------------------	-----	------	--------	--------

【令和6年8月1日より】

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居 住 費		食 費				
			多床室	従来型個室					
生活保護受給の方		段階1	0円	380円	300円				
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方								
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下 の方					段階2	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下					段階3①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	段階3②	430円	880円	1,360円				
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階4	915円	1,231円	1,445円				

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の20日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

① 指定口座への振込み

秋田銀行藤里支店（普通預金） 口座番号38067

口座名義：社会福祉法人秋田虹の会 特別養護老人ホーム「藤里」

② 利用者個人口座（施設預り口座）からの自動引き落とし（口座振替）

※口座振替手数料は利用者負担となります。

7 施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立・要支援・要介護1,2と判定された場合

但し、入所者が居宅において日常生活を営むことが困難な場合等やむを得ない事由があり、

施設がそれを認めた場合を除く

- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合は解約となります。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 身元引受人等について

- (1) 施設では、契約締結に当たり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者若しくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ② 民法に定める連帯保証人
 - ③ 施設と代理人との協議の上、身元引受人とは別の者を連帯保証人と定めることとします。
- (4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ① 連帯保証人は、利用者又は代理人と連帯して、本契約から生じる利用者又は代理人の債務を負担するものとします。
 - ② 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：大森 昭子（介護課長兼担当介護支援専門員）

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～16時30分

ご連絡先 電話番号 0185-79-1200

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

藤里町役場町民課

秋田県山本郡藤里町藤琴8

電話番号：0185-79-2111

能代市二ツ井地域振興局市民福祉課
秋田県能代市二ツ井町上台1-1
電話番号：0185-73-5500

秋田県国民健康保険団体連合会
秋田市山王4-2-3
電話番号：018-832-3850

秋田県運営適正化委員会
秋田市旭北栄町1-5
電話番号：018-864-2726

※第三者委員 氏名 桂田 強 電話番号 0185-79-2134
氏名 塚本 誠子 電話番号 0185-58-4491
公平中立な立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。

17 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称 医療法人 関医院
院長 関 勝剛

住 所 秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口102番地
電話番号 0185-73-2811
診療科目 循環器科

名 称 能代山本医師会病院

住 所 秋田県能代市桧山字新田沢105番地11

電話番号 0185-58-3311

診療科目 化学療法外来、乳腺外来、呼吸器内科、アレルギー科、総合診療科、腫瘍内科、小児外科、神経内科・もの忘れ外来、食道外科、脳神経外科、皮膚科、血液内科、循環器内科・心臓血管外科、歯科口腔外科、麻酔科、整形外科、消化器内科、内科、泌尿器科・腎臓内科、消化器外科・外科

名 称 医療法人双山会 森岳温泉病院

住 所 秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢199

電話番号 0185-83-2056

診療科目 内科、歯科、循環器科、リハビリテーション科

【その他の協力医療機関】

藤里町町営歯科診療所

たかのす歯科クリニック

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19 福祉サービス第三者評価事業の評価

当施設では、福祉サービス第三者評価事業の評価については実施しておりません。